

平成 21 年度 川崎市国際交流協会事業計画

1 課 題

財団法人川崎市国際交流協会は、平成元年に設立されてから今年で満 20 周年を迎える。この間、情報の収集及び提供、国際交流の推進、調査研究、民間交流団体及びボランティアの育成を柱に市民レベルでの国際交流を推進してきた。しかしながら、外国人市民の拡大や多文化共生社会の進展、市民活動の多様化など地域国際化協会をめぐる環境は大きく変化し、求められる役割も益々重要なものとなっている。

昨年 12 月からは民間非営利部門の活動の重要性を踏まえ、その活動を活性化させるため、従来の公益法人制度を抜本的に見直す公益法人制度改革が施行され、財団運営は大きな転換点を迎えており、今後の方向性を決定すべき重要な時期となっている。(現在、財団法人は特例民法法人として存続することとなったが、平成 25 年 11 月までに公益財団法人または一般財団法人への移行申請を行わなかった場合は解散となる。)

さらに、川崎市国際交流センターの指定管理期間(平成 23 年 3 月末迄)が残り 2 年間となることから、業務全体の自己評価を行い、改善すべき点などについて早急に取り組む必要がある。

このようなことから、平成 21 年度は以下の方針のもとに協会の運営及び事業を行っていくこととする。

2 基本的な事業運営方針

(1)新公益法人改革に向けた対応

新公益法人改革に向けてその方針を決定し、所要の準備を行っていく。

(2)指定管理業務の推進

国際交流センターの指定管理業務について全体の点検・見直しを行い、必要となる業務改善や市民サービスの一層の向上を図り、指定管理者としての役割をさらに果たしていく。

(3)効率的な事業執行等

協会の目的である市民レベルでの国際交流を推進することを本旨に各種事業を企画実施するとともに、社会状況の変化などに対応した柔軟な事業展開に努めていく。また、事業執行にあたっては、その目的と効果を明確にし、計画的かつ効率的な執行を図っていく。

3 主要事業計画

(1)川崎市国際交流協会事業

- 川崎市国際交流協会の設立 20 周年を迎え、記念事業を実施し、市民レベルでの国際交流推進に資する協会としての存立意義をさらに高めていく。
- アメリカ・ボルチモア市との姉妹都市提携 30 周年にあたり、関連事業の企画実施並びに関係機関・団体等が実施する交流事業を支援する。
- 外国人市民等への情報提供を推進する。そのため、新たな情報提供言語として‘やさしい日本語’の導入を促進する。
- 関係機関・団体及び学校等との連携・協力関係を深め、市民レベルでの国際交流を推進する。
- 国際交流推進の担い手となる民間交流団体や市民ボランティア、また外国人等の育成及び活動支援を図る。

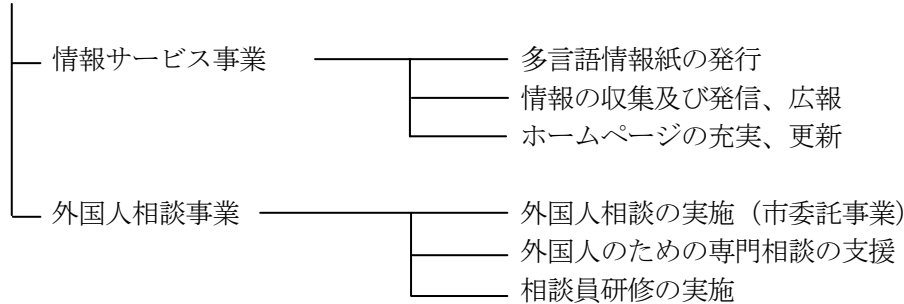
(2)川崎市国際交流センター事業（指定管理者事業）

- 市民及び外国人市民へ向けた効果的かつ迅速な情報提供を行う。
- 日本語講座の充実を図るとともに、外国人市民の日本文化及び川崎市への理解を深めるため、特別講座を企画実施する。
- 市民の国際理解を推進するため、市民ニーズや時宜に適した講座など、参加を促す魅力ある講座の開催を図る。
- 国際交流センターを活用した各種事業・イベント等を開催または誘致し、施設の利用促進を図る。
- 国際交流センターの効率的効果的な管理運営を推進する。

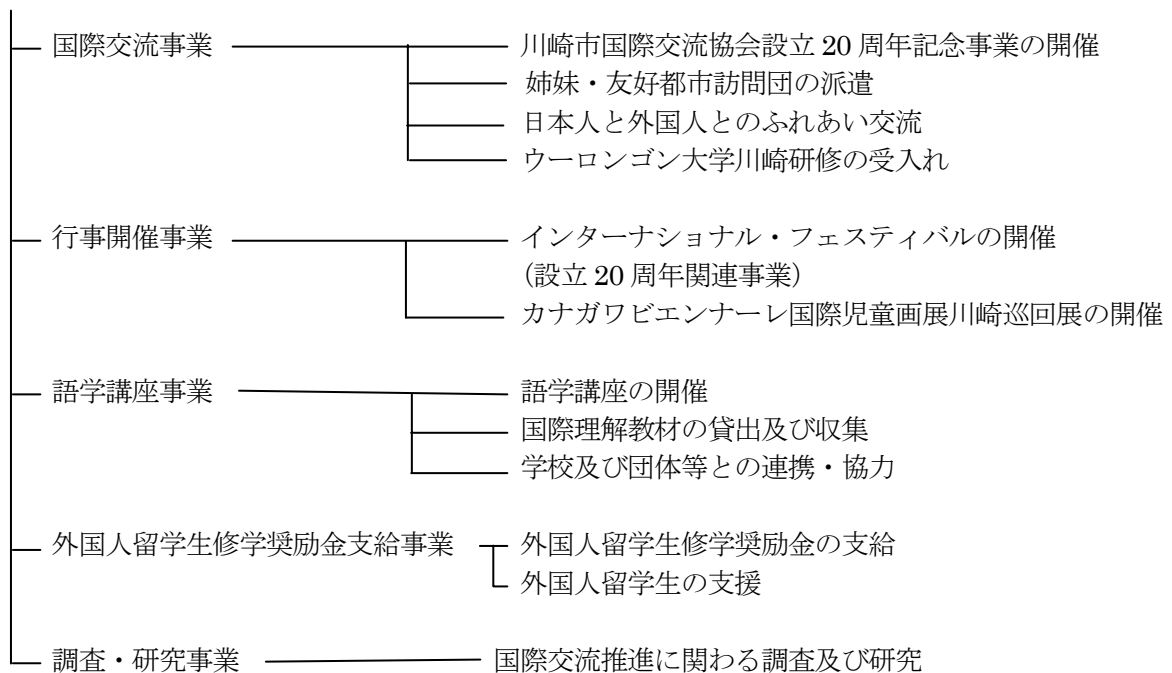
平成21年度 川崎市国際交流協会事業体系

■ 川崎市国際交流協会事業

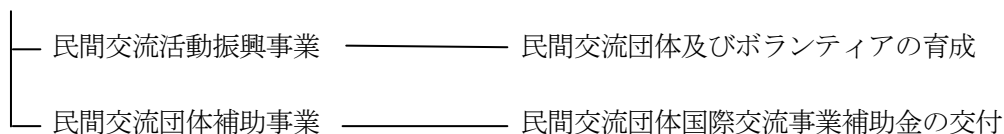
1 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業



2 市民レベルでの国際交流に関する事業



3 民間国際交流団体及びボランティアの育成事業

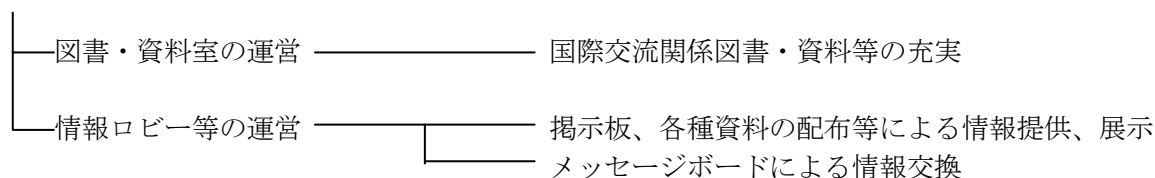


4 その他事業

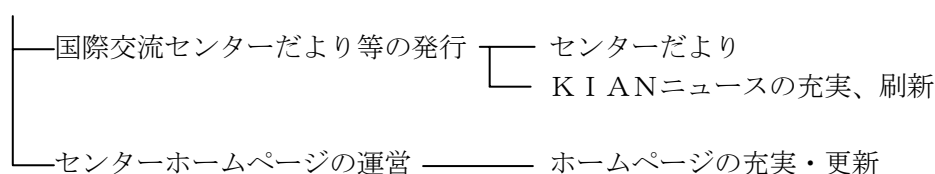
その他、川崎市等からの委託など協会の目的に資すると思われる事業

■ 川崎市国際交流センター事業（指定管理者事業）

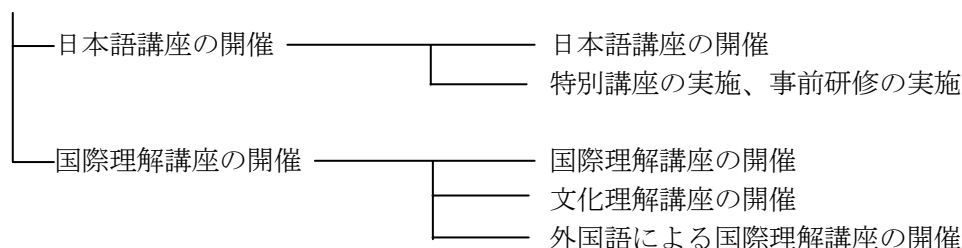
1 情報収集・提供事業



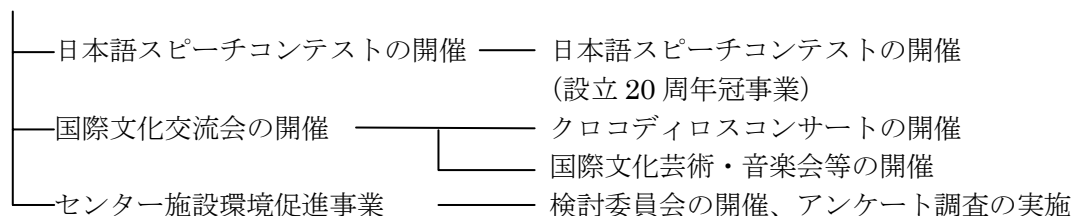
2 広報出版事業



3 研修事業



4 国際交流促進事業



5 施設運営及び維持管理業務

